

令和7年度福井市未来へつなげるバス路線最適化実証事業業務に係る公募型プロポーザルの実施要領

1 目的

本市は路線バスの利用者減少に加え、深刻な運転士不足に起因する路線バスの廃線や減便が相次ぐなど、地域公共交通の維持が困難な状況に直面している。

このような中、福井市地域公共交通計画において、人口減少、少子高齢化においても持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指している。

本事業は、市民の移動や暮らしを支える「全域交通ネットワーク」の基盤である公共交通幹線軸の維持、フィーダー交通の拡充及び利便性向上を目的として、路線バス等の乗降データ及び人流データ等を統合した現況分析を行うことで、バス路線の統廃合や見直しなど運行の最適化を検討する。

また、地域の多様な関係者の「共創」により、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」（再構築）を進め、利便性・生産性・持続可能性を高めることが今後さらに必要となる中、関係機関等と協働・連携した「福井市共創プラットフォーム」を立ち上げる。

さらに、オンデマンド交通の導入を検討し、人流データ・乗降データの利活用、ワークショップの実施、実証運行や市民アンケートを行いながら導入に必要な事項を協議し、令和8年度上半期の実用化に向けた運行計画等を策定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度福井市未来へつなげるバス路線最適化実証事業業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 提案上限額 30,000,000円（消費税等含む。）

※なお、見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。また、本業務に関する協議や各種打合せ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

※本業務は、「共創モデル実証運行事業」の補助金を活用予定であり、採択内容により、金額が減額となる可能性がある。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日からプロポーザル参加申込書の提出期限までの間に福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。

なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。

- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ②親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④一方の会社の役員（個人事業主含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和3

2年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(10) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。

① 共同体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

③ 共同体の構成員は、上記(1)から(9)までに掲げる事項を全て満たしていること。

(11) 過去5年以内に、本業務と同種または類似の業務実績が1件以上含まれていること。

4 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は開催しない。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

手続等	日程	手段等	提出書類
実施要領等の公表	令和7年5月7日(水)	福井市ホームページ	
質問提出期限	令和7年5月16日(金) 午後3時必着	メール	様式1 本要領6 (1)参照
質問回答	令和7年5月20日(火) 午後3時掲載予定	福井市ホームページ	
プロポーザル参加申込期限	令和7年5月23日(金) 午後3時必着	持参又は郵送	様式2~4、 会社概要書 本要領7 (1)参照
参加資格審査結果通知	令和7年5月27日(火)	メール	
企画提案書提出期限	令和7年6月3日(火) 午後3時必着	持参又は郵送、PDFデータ	本要領9参照
審査委員会の実施通知	令和7年6月4日(水)	メール	

審査委員会	令和7年6月上旬（予定） ※		
結果通知	令和7年6月上旬（予定） ※	郵送及び福井市ホームページ	
契約締結	令和7年7月下旬（予定） ※		

※公募時点での予定であり、応募の状況等によっては変更になる場合があります。

6 質問の受付及び回答

プロポーザルへの質問がある場合は、次のとおりとする。ただし、質問内容はプロポーザル参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書【様式1】

(2) 提出期限等

①提出期限：令和7年5月16日（金）午後3時まで（必着）

②提出場所：本要領14「提出・問い合わせ先」参照

③提出方法：質問書【様式1】により、メールで提出すること。それ以外の方法での質問は、一切受け付けない。

※件名は、「【質問】【参加者名】令和7年度福井市未来へつなげるバス路線最適化実証事業業務に関する質問」とすること。

(3) 質問に関する回答

令和7年5月20日（火）午後3時までに質問者名を伏せて福井市ホームページで公表する。

7 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。ただし、資格者名簿に登録されている者は、⑤の書類の提出は不要とする。

①プロポーザル参加申込書【様式2】

②会社概要書【任意様式】※共同体的場合は全ての構成員のもの
・所在地、業務内容、設立年月日、社員数等が分かるもの

③参加資格誓約書【様式3】※共同体的場合は全ての構成員のもの

④共同体結成届【様式4】※共同体的場合は全ての構成員のもの

⑤福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことが分かる書類
※共同体的場合は全ての構成員のもの

⑥本業務と同種または類似の業務実績があることが分かる書類

(2) 提出部数 1部 ※電子メールにて提出するほか、全て原本を1部提出する。

(3) 提出期限等

提出期限：令和7年5月23日（金）午後3時まで（必着）

提出場所：本要領14「提出・問い合わせ先」参照

提出方法：持参又は郵送によること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

8 参加資格審査の結果通知

プロポーザル参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和7年5月27日（火）までにメールで連絡する。

9 企画提案書の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者で参加資格要件を満たした者は、次のとおり必要書類を提出すること。企画提案は1者1提案（共同体での提案を含む。）とすること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類 企画提案書【任意様式】

次の内容を記載すること。

①基本的な考え方（目的、成果）

②企画提案内容

※A4サイズで作成すること

※別記「令和7年度福井市未来へつなげるバス路線最適化実証事業業務に係る公募型プロポーザル審査基準」の「審査項目」を参考に企画提案書を作成すること

③業務実施スケジュール

④業務実施体制

※担当者の所属、氏名、連絡先、業務内容を記載すること

⑤業務受託実績（内容、取組効果）

※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者の全ての住所、氏名、連絡先、業務内容を記載すること

⑥企画提案者の概要（企画提案者の概要、担当者及び連絡先）

⑦事業費の見込み及びその内訳（参考見積 押印あるもの、任意様式）

(2) 提出部数 電子データにて提出するほか、紙媒体で8部提出とする。

(3) 提出期限等

提出期限：令和7年6月3日（火）午後3時まで（必着）

提出場所：本要領14「提出・問い合わせ先」参照

提出方法：①持参又は郵送によること。

※郵送の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

②PDFデータ（メールにて提出し、下記期限必着のこと）

10 審査方法

(1) 企画提案書の審査

①審査委員会の実施通知

提案者に対し、審査委員会の開始時間の通知を行う。

日 時：令和7年6月4日（水）

通知方法：メール

②審査委員会

「審査委員会」において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。

日時：令和7年6月上旬（予定）※詳細は別途通知する。

方法：プレゼンテーション及び質疑応答

- ・持ち時間は、各提案者30分程度（説明時間20分、質疑応答10分）とするが、進行スケジュールによる変更することがある。上記①の通知に合わせ、当日の持ち時間及び場所を正式に通知する。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・出席者は3名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
- ・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。
- ・内容は、企画提案書に沿ったものとする。
- ・使用するPC、ケーブル等を持参すること。なお、スクリーン、プロジェクターは本市で準備する。
- ・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めない。

(2) 審査基準

別紙「令和7年度福井市未来へつなげるバス路線最適化実証事業業務に係る公募型プロポーザル審査基準」を参照すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全者に対し書面で通知する。また、提案者数及び受託候補者については、本市ホームページに掲載する。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者はプロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の要件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査委員会を正当な理由なく欠席した場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合
- (7) 提出期限以降における、提出書類等の差し替えを行った場合
- (8) その他、本要領に違反した場合

1.2 契約

- (1) 受託候補者の選定後、契約締結に係る協議を行い、その協議が整い、「共創モデル実証運行事業」補助金交付決定後、速やかに再度の見積を行い、契約の手続きを行うものとする。
- (2) 前項の契約が成立しなかった場合は、次点を獲得した提案者を受託候補者とし、協議を行う。
- (3) 契約締結にあたっては、資格者名簿への登録を条件とする。

1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類は必要な範囲において複製を作成することができる。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示となる。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 企画提案の内容については、採用決定後に地域交通課と協議の上、変更して実施することがある。

- (9) 受託者は、この業務の実施にあたって、地域交通課との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- (10) 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) 審査委員会の説明者が、契約後も本業務に携わり、企画提案の内容どおり確実に実施すること。
- (12) その他、不明な点については、地域交通課に照会すること。

14 提出・問い合わせ先

福井市地域生活交通活性化会議

事務局：福井市都市政策部地域交通課

担当者：バス係 田崎、木内

住 所：福井市大手3丁目10番1号 福井市役所本館6階

TEL：0776（20）5138

FAX：0776（20）5139

E-Mail：koutu-s@city.fukui.lg.jp